

指定病院等不在者投票事務要領

(指定病院等用)

奈良市選挙管理委員会

本文中の法令用語は、次のように略記しています。

公職選挙法第48条の2第1項第1号 …………… 法48の2①I

公職選挙法施行令第50条第1項 …………… 令50①

公職選挙法施行規則第8条の2 …………… 則8の2

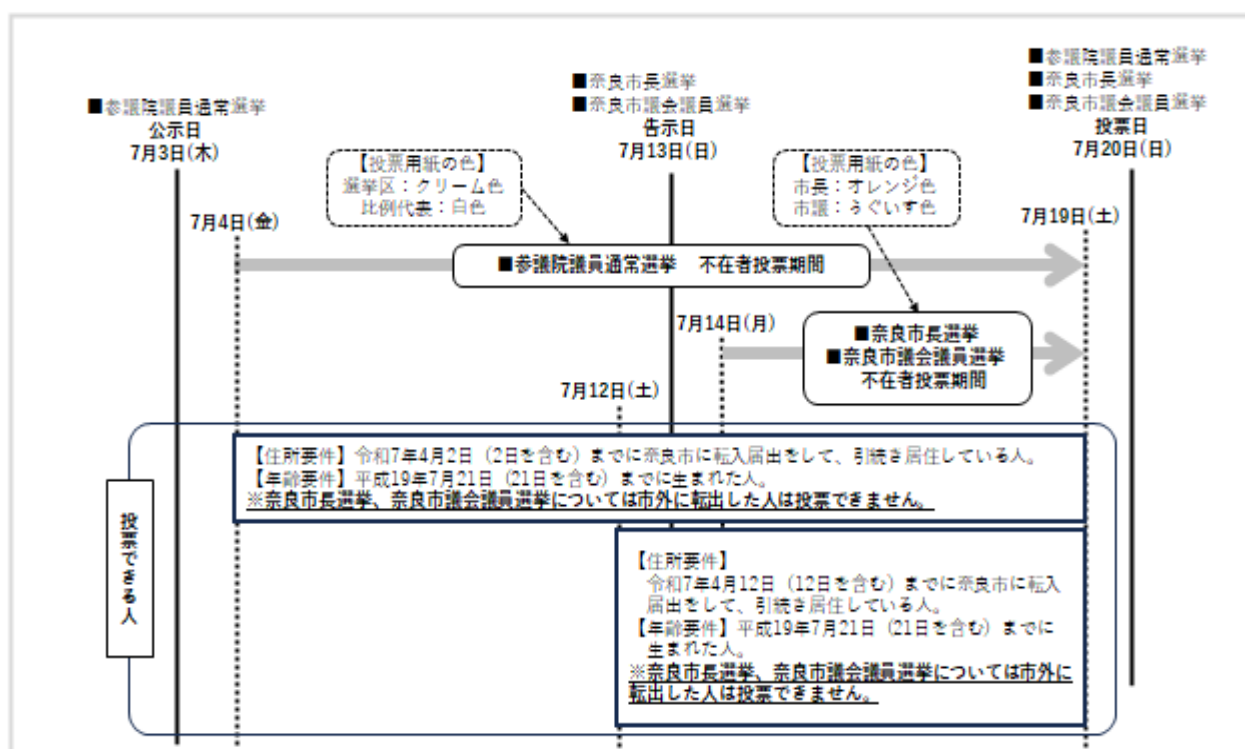
本要領は、「奈良市に登録のある選挙人」が不在者投票する際の要領となります。

第 1 不在者投票の概要

1. 選挙の概要

次の日程で、「参議院議員通常選挙」、「奈良市長選挙」、「奈良市議会議員選挙」を行います。不在者投票事務については、その取扱いを原因として選挙争訟となる事例が生じることもあり、本要領を十分にご理解いただいたうえ、厳格・公正に行っていただきますようご協力をお願いいたします。

○選挙の日程一覧



2. 不在者投票ができる人

指定病院等において不在者投票ができる人は、次のすべての要件を満たしていなければなりません。

(1) 前記「選挙の日程一覧」の「投票できる人」に該当する人

※投票日（７月２０日）までに奈良市外に転出した（する）人は、「奈良市長選挙」「奈良市議会議員選挙」の投票はできません。

（２）不在者投票をしようとする指定病院等に入院又は入所していること

（令５５②、５５④Ⅱ）

※付添人や病院等の勤務者は、その病院等で不在者投票をすることはできません。

（３）選挙の当日、法第４８条の２第１項各号に掲げられている六つの不在者投票事由（以下、「不在事由」という。）のいずれかに該当すると見込まれること

３．不在事由について

上記２．（３）の不在事由のうち、指定病院等での不在者投票における主なものについては次のとおりです。なお、不在事由が投票時間内の長時間にわたらなくても、不在事由に該当することになります。

（１）第３号事由に該当する場合

疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院若しくは少年鑑別所に収容されていること。

- ・本号は、第２号事由と異なり、所属する投票区の区域の内外を問いません。
- ・「歩行が困難であること」とは、選挙の当日、本号の規定の理由によって歩行が困難であると予想される場合であり、不在者投票を行うときに、歩行が困難でなくても該当します。例えば、選挙の当日が出産予定日という場合等が考えられます。
- ・指定病院等に入院（入所）中であっても、歩行が容易な人は本号に該当しないが、入院（入所）先が、選挙人の属する投票区の区域外であるものは、第２号事由に該当することになります。また、歩行が困難で投票区の区域外に入院（入所）中の人は、第２号、本号どちらの事由であっても差し支えありません。
- ・歩行可能であっても施設の外へ出られない人は、ここにいう歩行が困難な人として取り扱

ってください。

- ・ 刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所に入院（入所）中の人は、当該施設に収容されているだけで本号に該当します。

（２）第２号事由に該当する場合

用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

- ・ 選挙の当日歩行が困難と見込まれない人で、入院（入所）している指定病院等がその人の属する投票区の区域外である場合は本号に該当します。

不在事由は、選挙の当日における選挙人の状態が予想できれば該当します。したがって、選挙の当日にその不在事由が消滅していたとしても、先にした不在者投票は適法なものとして取り扱われます。

しかし、不在者投票を行う前に不在事由が消滅した場合（退院等）は、不在者投票を行うべき理由がないので、たとえ投票用紙の交付を受けていても不在者投票を行うことはできません。投票前に退院（退所）等が生じた場合は、直ちに奈良市選挙管理委員会（以下「委員会」という）に投票用紙等を返還してください。

４．不在者投票ができる期間

（１）前記一覧の「不在者投票のできる期間」のとおりです。

- ・ 「参議院議員選挙」と「市長選、市議選」の不在者投票ができる期間は異なります。投票用紙の請求は予めすることができますが、「参議院議員選挙」と「市長選、市議選」の投票を同時に行う場合は７月１４日（月）から７月１９日（土）までの、午前８時３０分から午後５時までの間のみ行うことができます。（法２７０、令５６、５７、５８）
- ・ 施設において便宜上まとめて投票日を設定することは差し支えありませんが、施設内の選挙人に対して確実にその日時及び場所の周知徹底を行ってください。

- ・ あらかじめ投票日を設定した場合であっても、法律上は投票日の前日まで不在者投票ができるため、選挙人から申出があれば、定められた期間は不在者投票を行わせなければなりません。不在者投票の申出に対応できるよう人員等の体制をできるだけ整えておいてください。

(2) 委員会に対して行う不在者投票の手続き

- ・ 委員会に対して行う不在者投票の手続きは午前8時30分から午後8時までの間に行ってください。(法270の2①)

5. 不在者投票管理者

不在者投票が選挙人の自由な意思に基づき公正に行われるために、不在者投票全般を管理執行するものとして、不在者投票管理者が設けられています。指定病院等における不在者投票管理者には、その施設の長（病院の場合は院長）がなることになっています。(令55)

(1) 不在者投票管理者における注意事項

- ・ 指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができません。(令55⑧)
- ・ 不在者投票管理者が、上記に該当する場合又は事故があり若しくは欠けた場合は、それぞれの職務を代理すべき者が不在者投票管理者になりますが、指定病院の院長については、医師又は歯科医師に限られます。その他の施設については、その施設の長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者になります。(令55⑨) この場合の職名は、職務代理者である旨を記載してください。(例：〇〇病院長代理 副院長◇◇◇◇)
- ・ 不在者投票管理者が、不在者投票に関してその業務上の地位を利用して、選挙運動することは禁止されています。(法135②)

6. 不在者投票管理者の主な仕事

- ### (1) 入院・入所している選挙人の依頼に基づき、その選挙人に代わって、投票用紙及び投

票用封筒の交付を、委員会に請求すること

- (2) 交付を受けた投票用紙等を選挙人に渡し、立会人の立会いの下で不在者投票を行わせること（選挙人自ら投票用紙等を請求した場合も同様に投票を行わせてください。）
- (3) 不在者投票を記載する場所の設備を設けること
- (4) 代理投票の申請を受け、その可否を決定すること
- (5) 投票の終わった不在者投票を委員会へ送付すること

以上のように、重要な事務を執っていただくことになりますが、その事務は、必ずしも不在者投票管理者が直接行わなければならないものではありません。不在者投票管理者の管理の下で、事務職員の方にその事務を行わせても差し支えありません。

7. 不在者投票を行う場所

- ・不在者投票は、不在者投票管理者の管理する投票記載場所で行わなければなりません。（法 49①）
- ・投票記載場所には、投票の秘密保持が確保され不正手段が行われないよう相当の設備をしなければなりません。（令 56⑥、57③、58④）
- ・重病人等歩行困難な者の投票については、不在者投票管理者及び立会人が現在する限り、指定病院等のベッドの上において投票させても差し支えありません。この場合公平、秘密の保持には特に注意してください。投票記載場所には、筆記具のほか、念のため糊も用意しておいてください。
- ・投票記載場所には、氏名等の掲示は行わないでください。
- ・不在者投票管理者の管理する投票記載場所では選挙運動用ポスター及び政治活動用ポスターの掲示並びに選挙運動用ビラの頒布はできないので、不在者投票を行う際には、特に注意してください。（法 145①、201の11⑥、令 109の6）

第2 不在者投票の方法

1. 不在者投票の種類

指定病院等における不在者投票には、投票用紙等を誰が請求するかによって二種類の請求方法があります。

- (1) 代理請求による方法（一括請求）
- (2) 選挙人個々により請求する方法（本人請求）

2. (1) 代理請求による方法（一括請求）

この一括請求は、指定病院等における不在者投票を行う場合の典型的な請求方法です。事務の流れは次のとおりです。

①不在者投票の申出の受付（投票用紙等の請求の依頼）	選挙人→指定病院等の長
②不在者投票できる人かどうかの確認	指定病院等の長
③一括請求（請求書の作成）	指定病院等の長→委員会
④交付（委員会）	委員会→指定病院等の長
⑤不在者投票	選挙人
⑥委員会へ送付	指定病院等の長→委員会
⑦不在者投票の記録の作成、保存	指定病院等の長

①不在者投票の申出の受付（投票用紙等の請求の依頼）

- ・選挙人は、投票用紙等の請求を指定病院等の長に対して依頼します。（令50④）
- ・この依頼は、後日、選挙争訟等が行われた場合に大事な立証資料になりますので、指定病院等の長は原則として文書「不在者投票についての依頼状（別記様式1）」で受け付けて

ください。

②不在者投票ができる人かどうかの確認

- ・前記一覧の「投票できる人」を参照してください。
- ・指定病院等で不在者投票ができるのは、入院・入所している人に限られますので、付添人や施設職員の方は、その施設での不在者投票はすることができません。

③一括請求（請求書の作成）

- ・指定病院等の長は、①の依頼に基づき選挙人に代わって、委員会に「請求書」（別記様式 2）により、投票用紙及び投票用封筒を請求します。（令 5 0 ④、則 8 の 2）
- ・この請求は、公・告示日の前においても請求できますが、投票用紙等の交付は市長、市議選の告示日以降になります。なお、一括請求において以下の点に注意してください。
 - ア．F A Xや電子メールでの請求はできません。
 - イ．選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合も選挙人に代わって請求することはできません。選挙人に対し、投票の意向を問うことは差し支えありませんが、投票するように誘導することがないようにしてください。
 - ウ．住所は、住民票に記載されている住所を番地までしっかり記入してください。
 - エ．氏名の漢字や生年月日は正しく記入してください。
 - オ．住所・氏名・生年月日のいずれかが選挙人名簿と異なれば、施設に再確認を依頼することになります。
 - カ．点字による投票の申立があった場合は、請求書の備考欄にその旨記載してください。

④交付

- ・委員会は、③の請求を受けた場合は、審査し、不在事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用紙及び投票用封筒を不在者投票管理者である指定病院等の長に対して交付します。（令 5 3 ①）
- ・委員会から投票用紙等の交付を直接受ける場合は、持ち帰る途中で紛失等の事故がないよう注意してください。直接受取の際には署名もしくは押印をいただきます。投票用紙等を

受け取った場合に、必ずその数を確認してください。

⑤不在者投票

- ・指定病院等の長は、受理した投票用紙及び投票用封筒を直ちに当該選挙人に交付します(令 5 3 ④)。

※実際の取扱いとしては、指定病院等の長が確実な方法で保管しておき、投票時に交付します。投票の日時については、予め十分に選挙人に周知しておいてください。

- ・投票については、投票記載場所において選挙人が自ら候補者 1 人の氏名を記載し、これを投票用封筒の内封筒に入れて封をし、さらに外封筒に入れて封をしたうえ、外封筒の表面に署名して指定病院等の長に提出します。(令 5 8 ①)
- ・点字投票をする場合は、点字器を用意してください。署名については内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で署名させてください。
- ・心身の故障等により自ら記載することができない選挙人は、指定病院等の長に申請して代理投票をすることができます。(令 5 6 ④、令 5 8 ④)
- ・交付する際に、参議院選挙区選出議員選挙、参議院比例代表選出議員選挙、市長選挙、市議会議員選挙の投票用紙の交付間違いに注意してください。また、投票用封筒の渡し間違いにも注意してください。
- ・不在者投票管理者は、不在者投票を行わせる場合は、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。(令 5 8 ③) 数に制限はありませんが、最低 1 人は立ち合わせてください。「選挙権を有する者」とは、日本国民かつ満 18 歳以上で国政選挙の選挙権があれば足り、選挙人名簿に登録されているかどうかを問いません。立会人は不在者投票管理者、その事務の補助者、代理投票の補助者を兼ねることはできません。
- ・投票管理者は、投票を受け取ったときは、外封筒裏面に投票の年月日及び投票の場所を記載し、自己の職名及び氏名を記名（ゴム印でもよい）し、かつ立会人に署名（必ず自書）させてください。外封筒裏面の記載は後で一括して行っても構いませんが、この場合それまでの投票の保管は厳重に行ってください。

- ・投票が済めば、不在者投票を適当な封筒にまとめて入れて封をし、その表面に不在者投票
在中の旨を明記し、その裏面に記名、押印して直ちに委員会に送致又は郵便による送付をし
てください。(令 6 0 ①)
- ・送致用封筒は、おおむね次の様式により作成してください。



ア.「不在者投票てん末書」(別記様式3)

不在者投票が完了したときは、選挙人氏名、投票月日、投票時間、投票場所、不在者投票管理者である指定病院等の長の職・氏名、立会人の氏名、その他代理投票をさせた

選挙人がある場合、その補助者の氏名、選挙の種別、備考欄にはその他必要と認める事項を記録してください。

イ.「不在者投票発送簿」(別記様式4)

不在者投票用紙等を請求し、又は不在者投票を発送したときは、選挙人の氏名、請求及び発送日、送致又は郵送の区分、方法及び数量等を記録してください。

これらの書類は、法令により要求されるものではありませんが、争訟等の立証資料として必ず作成し、当該選挙が確定するまでの間指定病院等で保存してください。(依頼状(別記様式1)を含む。)

3.(2) 選挙人個々により請求する方法(本人請求)

- ・この本人請求は、指定病院等における請求方法としてはほとんど用いられていません。ただ、この請求方法によれば、入院等の前に投票用紙等の交付を受けておいて入院等の間に指定病院等で投票することが可能になり、具体的には投票期間中に転院する可能性がある場合に用いられます。
- ・投票用紙の請求及び受領は選挙人自らが行いますが、「投票を記載する場所の設営→投票の管理→委員会へ送付」については、一括請求の場合と同様に不在者投票管理者が行う必要があります。

事務の流れは次のとおりです。

①選挙人自ら委員会へ投票用紙等を請求	選挙人→委員会
②委員会から選挙人へ投票用紙等を交付	委員会→選挙人
③不在者投票(指定病院等の長は投票の点検を実施)	選挙人
④指定病院等の長が委員会へ送付	指定病院等の長→委員会
⑤指定病院等の長が不在者投票の記録の作成、保存	指定病院等の長

①選挙人自ら委員会へ投票用紙等の請求

- ・選挙人は、委員会に対し自ら投票用紙及び投票用封筒を請求します。

②委員会から選挙人へ投票用紙等の交付

- ・委員会は①の請求を受けた場合は、形式審査し、不在事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用紙及び投票用封筒及び不在者投票証明書を選挙人に交付します。

③不在者投票

- ・選挙人は自ら請求した投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書を不在者投票管理者へ提示しなければなりません。その際、不在者投票管理者は投票の点検を実施します。投票の点検は、以下の手順により行ってください。

ア．投票用紙の点検

提示された投票用紙が所定のものであるかどうか、候補者の氏名等がすでに書き込まれていないかどうか、点検してください。候補者の氏名等がすでに書き込まれている場合は、無効な投票ですので、選挙人に投票用紙等を返還し、委員会に返送し再交付の手続きをとるように指導してください。

イ．不在者投票証明書の点検

本人請求の場合は、選挙人が本人であることを不在者投票管理者が確認するための資料として、委員会は不在者投票証明書を交付します。この不在者投票証明書は、封筒に入れ封をして交付しますが、この封筒は不在者投票管理者でないと開封することができません。

(令58②)したがって、すでに開封してある場合は、証明書は無効なものとなり、不在者投票ができません。選挙人に不在者投票証明書等を返還し、委員会に返送し再交付の手続きをとるように指導してください。

不在者投票管理者は、不在者投票証明書が未開封であることを確認し、開封します。証明書には、選挙人の氏名、生年月日が記載されていますので、本人確認を実施してください。

本人確認の方法は、選挙人が申し立てる住所、氏名、生年月日が不在者投票証明書に記載のある内容と一致するかを確かめてください。

その後の投票は、一括請求の場合と同様に投票させてください。

④委員会へ送付

投票の送付にあたっては、不在者投票とともに、不在者投票証明書及び同封筒も委員会へ送付してください。

⑤不在者投票の記録の作成・保存

一括請求の場合と同様に、「不在者投票てん末書」(別記様式3)、「不在者投票発送簿」(別記様式4)を作成、保存してください。

4 外部立会人について

- ・成年被後見人の選挙権回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴い、指定病院等の不在者投票管理者は、委員会が選定した外部立会人を投票に立ち合わせることや、その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。
- ・外部立会人の選定を検討される場合は、委員会と調整する必要がありますので、ご連絡いただくようお願いいたします。なお、人員、時間等の都合によりご希望に沿えないこともありますので、予めご了承ください。

5. 船員による投票の取扱

- ・一括請求の申出をした選挙人が船員である場合は、委員会から船員に対して交付している「選挙人名簿登録証明書」を提出させる必要があります。不在者投票管理者は、これを預かり、請求書と同時に委員会へ送付してください。
- ・委員会で「選挙人名簿登録証明書」に必要事項を記入し、投票用紙等と同時に返送いたしますので、直ちに選挙人に返還してください。

第3 不在者投票経費の請求

1. 不在者投票手続きに係る経費の請求

指定病院等で不在者投票を実施した場合に、投票用紙等の請求や投票の送付などに係る経費を、委員会がお支払いすることになっています。請求については、以下の手順により行ってください。

(1) 請求書の提出

- ・施設における不在者投票の所定の手続が終了した後、「不在者投票特別経費請求書」(別記様式5)に必要な事項を記入のうえ、「不在者投票者氏名等一覧表」(別記様式7)を添えて、「(4) 請求先について」に記載している請求先に提出してください。

(2) 不在者投票管理経費

不在者投票をした選挙人1人につき1, 236円お支払いします。

(3) 請求期限

令和7年8月4日(月)までに必着するようお願いします。

(4) 請求先について

投票した選挙	請求先
「参議院議員選挙」、「市長選挙」、「市議会議員選挙」	奈良県選挙管理委員会 〒630-8501 奈良市登大路町 30
「参議院議員選挙」のみ	同上
「市長選挙」、「市議会議員選挙」のみ	奈良市選挙管理委員会 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

2. 外部立会人に係る経費の請求

- ・委員会の選定を受けている外部立会人を不在者投票に立ち会わせた場合は、不在者投票管理者から謝礼(旅費を含む。)に要する費用を請求することができます。(ただし、市職員等が立会人になる場合は経費を支払う必要はありません。) 請求については、以下の手順により行ってください。

(1) 請求書の提出

- ・委員会の選定を受けている者を、不在者投票管理者が任命し、当該施設の不在者投票に立ち会った場合、次の基準により立会人報酬を支払いますので、外部立会人経費請求書(別記様式6)に必要事項を記入し(2)の書類を添えて、「(5) 請求先について」に記載している請求先に提出してください。

(2) 要した経費の額

12,400円×立会時間／8.5(※円未満四捨五入)

1時間	1,459円
2時間	2,918円
3時間	4,376円
4時間	5,835円
5時間	7,294円
6時間	8,753円
7時間	10,212円
7時間を超える場合	12,400円

※ただし、立会時間の1時間未満のものは切り上げて計算してください。

(3) 添付書類

ア 立会人に係る委員会の選定通知書の写し

(ただし、奈良市選管以外の市町村選管が選定した場合のみ)

イ 謝礼等の領収書の写し

ウ 不在者投票者氏名等一覧表(別記様式7)

(4) 提出期限

令和7年8月4日(月)までに必着するようお願いします。

(5) 請求先について

投票した選挙	請求先
「参議院議員選挙」、「市長選挙」、「市議会議員選挙」	奈良県選挙管理委員会 〒630-8501 奈良市登大路町 30
「参議院議員選挙」のみ	同上
「市長選挙」、「市議会議員選挙」のみ	奈良市選挙管理委員会 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

第4 その他の注意事項

1. 一般的事項

- (1) 指定病院等の長が代理で行う不在者投票の請求は、入院又は入所している選挙人から依頼のあったものに限られます。
- (2) 投票用紙等の交付を受けた選挙人が投票する前に退院又は退所することになった場合は、直ちに奈良市選挙管理委員会に投票用紙等を返還してください。
- (3) 不在者投票管理者が、その業務上の地位を利用して不在者投票に関して選挙運動することは禁じられています。(法 135②)
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票と同様に、買収及び利益誘導罪、職権乱用による選挙の自由妨害罪、投票干渉罪、投票の秘密侵害罪等の罰則の適用があるので、こうした罰則に触れることのないよう注意してください。(法 255)

2. 公職選挙法に係る事項

- (1) 不在者投票ができる期間は、選挙期日の公・告示日の翌日から選挙期日の前日までです。

※「参議院議員選挙」と「市長選挙」「市議会議員選挙」は期間が異なりますので、ご注意ください。

(2) 不在者投票時間は、午前8時30分から午後5時までです。(法270)

(3) 投票記載場所において候補者の氏名等は掲出できません。

3. 問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市選挙管理委員会事務局 不在者投票担当

TEL (0742) 34-1165 (選挙期間中のみ)

(0742) 34-3501

FAX (0742) 34-1165 (選挙期間中のみ)

(0742) 34-4771